

4 合併関連議案の議決・合併申請

真岡市議会、二宮町議会の平成20年9月定例会に次の4件の合併関連議案が提案され、両市町の議会とも全会一致で原案のとおり可決された。

【真岡市及び芳賀郡二宮町の廃置分合について】

平成21年3月23日から二宮町を廃し、その区域を真岡市に編入することを栃木県知事へ申請する旨の内容。

【真岡市及び芳賀郡二宮町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について】

合併に伴う財産処分について、真岡市と二宮町で合併協議に基づいた協議書を取り交わす旨の内容。

【真岡市及び芳賀郡二宮町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について】

合併に伴う議会議員の定数及び任期に関する経過措置について、真岡市と二宮町で合併協議に基づいた協議書を取り交わす旨の内容。

【真岡市及び芳賀郡二宮町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について】

合併に伴う農業委員会委員の任期に関する経過措置について、真岡市と二宮町で合併協議に基づいた協議書を取り交わす旨の内容。

合併申請

平成20年9月29日、福田武隼真岡市長と藤田忠義二宮町長は栃木県庁を訪問し、福田富一栃木県知事に合併申請書(廃置分合について(申請))を提出した。

今回の申請により、今後は県と国による法定手続きが進められ、来年3月23日に新「真岡市」が誕生することになった。

掲載資料 知事あて『廃置分合について(申請)』

<p>真企第60号 二総企第251号 平成20年9月29日</p> <p>栃木県知事 福田 富 一 様</p> <p>真岡市長 福田 武 </p> <p>二宮町長 藤 田 忠 </p> <p>真岡市及び芳賀郡二宮町の廃置分合について(申請)</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定により、平成21年3月23日から、芳賀郡二宮町を廃し、その区域を真岡市に編入することとしたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>関係書類</p> <p>1 合併に関する基本的事項</p> <p>(1) 合併予定年月日</p> <p>(2) 合併の方式</p> <p>(3) 新市の名称</p> <p>(4) 新市の事務所の位置</p> <p>(5) 廃置分合を必要とした理由</p> <p>(6) 合併に至る経過の概要</p>
